



## 宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email: t-miyazaki@tax1988.jp

H P: <http://www.miyazaki-zeimu.com/>

深冷の候、時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

「今年の漢字」に、「税」と言う字が選ばれました。言わずと知れた消費増税の「税」で、「たかが3%の増税ではないか？」とも言われましたが、実際の納税額は1.6倍の負担増になりました。100万円で済んでいたのが160万円となったわけで、景気回復の実感が乏しい中小零細企業にとっては大きな負担になり滞納の増加が危惧されます。現在の日本経済はグローバルに活躍する大企業にとっては大変有利である一方、内需関連の中小零細企業は非常に不利な状況にあると言えるのではないのでしょうか？

師走の選挙は与党の圧勝に終わりました。盛り上がりには欠いた選挙でしたが、アベノミクスが今後も継続されるわけで来年は「第三の矢」である「成長戦略」において、特に中小零細企業や地方経済に配慮したきめ細かい政策を期待したいものです。

最後になりましたが2015年が皆様にとって素晴らしい年となりますようお祈り申し上げます。

所長 宮崎 信一郎

- ・ 年末調整について
- ・ 年末のご挨拶
- ・ 事務所からのお知らせ



## 平成 27 年度税制改正大綱は年内の 30 日に取りまとめへ

—— 自公両党が消費税の軽減税率は税率 10%時に導入で合意 ——

去る 12 月 14 日投開票の衆院選において、与党が 3 分の 2 以上の多数の議席を獲得した結果を受け、安倍晋三首相は 12 月 15 日に記者会見を行い、平成 27 年度税制改正大綱について、自民党税制調査会に年内に取りまとめるよう指示する旨を表明しました。

首相の指示を受け、自民党税調は 16 日から非公式幹部会合等を再開。法人実効税率の引下げに伴う欠損金の繰越控除の縮小や外形標準課税の拡大など法人税改革を柱とする平成 27 年度税制改正大綱を今月 30 日にまとめることを確認しました。

### 年末調整での復興特別所得税の計算漏れに注意！！

早いもので今年も年末調整の時期が近づいてきましたが、国税庁はこのほど、HP 上に「2014 年分年末調整のしかた」を公表し、その中で年末調整を行う際に復興特別所得税の計算漏れがないよう注意を呼び掛けています。今年の 5 月に国税庁が取りまとめた 2013 年分所得税確定申告においても、全申告書提出人員の 2.1%にあたる約 45.7 万件に、復興特別所得税の税額を空欄のまま申告するなどの記載漏れがあったことから、改めて注意を喚起したものです。

#### 復興特別所得税とは？

復興財源確保のため所得税の源泉徴収義務者に対して、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付することとされています。

このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を算出する必要がありますが、2013 年分の年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れている事例が散見されたことや、また、上記のように 2013 年分の所得税確定申告においても復興特別所得税の税額の記載漏れがあったことなどから、2014 年分の年末調整を前に改めて申告漏れがないよう注意を呼びかけたわけです。

年末調整における年調年税額を計算する際には、

算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の年調所得税額に 10.21% を乗じて算出（100 円未満の端数は切り捨てる）します。

※ このほか、国税庁では、2012 年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフトなどの使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となるとして、注意を促しています。

## マイカー等による通勤手当の非課税限度額を引上げ？ （所得税）

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額まで非課税となっています。マイカーなどで通勤している人の非課税となる 1 か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて、段階的に定められていますが、政府は 10 月 17 日、通勤手当の非課税限度額を見直すための所得税法施行令の一部改正する政令を管報に掲載しました。

見直しは、最近における通勤手当の支給の状況等を踏まえ、所得税法施行令 20 条の 2（非課税とされる通勤手当）2 号にある「通勤のため自転車その他の交通用具を使用することを常例とする者」及び 4 号にある「自転車その他の交通用具」を、「自動車その他の交通用具」に改め、支給する通勤手当（1 か月あたり）の非課税限度額を引き上げます。

※ 2 キロメートル未満は全額課税であることは変わりません。

この政令は、2014 年 10 月 20 日から施工され、改正後の所得税法施行令 20 条の 2（非課税とされる通勤手当）の規定は、2014 年 4 月 1 日以後に支給される通勤手当（新通勤手当）について適用されます。



## マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	(全額課税)
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	31,600円

なお、1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行うこととなります。



### 来年1月から適用される暦年課税の贈与税率とは？

#### ※※※ 相続・贈与税 ※※※

2013年度税制改正において相続・贈与税が大幅に見直され、いよいよ来年1月1日から適用されます。

#### ★★★ 相続税について ★★★

- ・ 基礎控除額が40%縮減されるなど大增税

## ★★★ 贈与税について ★★★

- ・ 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例が創設
- ・ 20歳以上の子や孫への贈与を対象に税率構造を緩和
- ・ それ以外の暦年課税の贈与を対象とした贈与財産に係る贈与税（暦年課税）の税率構造についても見直されている

暦年課税の場合は、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により財産を取得した20歳以上の受贈者について、特定税率の適用がある「特例贈与財産」と、特例税率の適用がない「一般贈与財産」に区分して贈与税額を求めることになります。現行の贈与税の税率については、10%～50%の6段階に分かれた税率構造により課税されており、基礎控除額は一律110万円となっております。

### 例え①

贈与により500万円の財産を取得した場合の贈与税額

500万円－110万円＝390万円（基礎控除後の課税価格）

↓↓

390万円×20%－25万円＝53万円

算出した 53万円 が贈与税額となります。

ところが、来年1月からは・・・

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る暦年課税の税率構造は、

- ・ 税率区分が現行の6段階から8段階となる
- ・ 3,000万円以下の贈与は税率が引き下げられる（200万円以下は同じ）



**例え②**

直系尊属からの贈与により 500 万円の財産を

取得した場合の贈与税額

 $500 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円} = 390 \text{ 万円}$ （基礎控除後の課税価格）

↓↓

 $390 \text{ 万円} \times 15\% - 10 \text{ 万円} = 48 \text{ 万}5,000 \text{ 円}$ 算出した 48 万 5,000 円 が贈与税額となります。

一方、それ以外の暦年課税の贈与（一般贈与財産）を対象とした税率構造も、

- ・ 税率区分が現行の6段階から8段階となる
- ・ 基礎控除後の課税課核が 1,000 万円超～1,500 万円以下は 45%に引き下げられる

そこで、来年 1 月以降は、特例贈与財産と一般贈与財産がある場合の贈与税の計算が必要になるケースもあります。

————— その場合の算式は —————

(1) 基礎控除後の課税価格×一般贈与財産の税率×（一般贈与財産の価額／合計贈与価額）

(2) 基礎控除後の課税価格×特例贈与財産の税率×（特例贈与財産の価額／合計贈与価額）

(3) 「(1) + (2)」が贈与税額となります。基礎控除後の課税価格は、「（一般贈与財産の価額 + 特例贈与財産の価額） - 基礎控除額」

# 年末のご挨拶

今年1年間お世話になりました。  
消費増税等、税制に振り回される  
1年でした。  
来年は、節税をより深く研究して  
いこうと思います。

坪久田



今年もお世話になりました。  
最近、先人の言葉  
“入るを量りて、出ざるを為す”  
が新鮮に感じられます。  
来年も宜しく願います。

山口

常に感謝の心を忘れず、  
日々成長できるよう努力  
してまいります。

伊藤

何事も今年の自分を上回  
れるように日々頑張ります。

松山



来年は自分に厳しく、今以上  
に成長できるように頑張ります。

中村



今年も大変お世話になりました。  
予習・復習をくり返し、心に  
ゆとりが出来るよう努力し  
ます。

明瀬



7月末から働かせてもらい、  
家事・子育て・仕事で充実  
しています。来年も子供と  
一緒に成長できればと思い  
ます。

乙益

6月に入所してあっという  
間に年の瀬を迎えました。  
来年は更に充実した一年に  
していきたいと思えます。

井上

仕事にも慣れてきた頃で  
すので初心を忘れずにい  
きたいと思えます。

岩坪



## お知らせ



### ※※※ 年末調整のお願い ※※※

年末調整資料の早期ご提出にご協力をお願い致します。

※記入の仕方や疑問がお有りの方は当事務所までお問い合わせください。

### ※※※ 確定申告のご案内 ※※※

事務所は、お客様の利益を守ることを基本理念とし、確定申告3つのキーワード

『より早く』『より正確』『より節税』を目指して取り組んでおります。

節税検討が出来るよう、早めの資料準備を皆様にお願ひ致します。

また、ご不明点がございましたら、担当者へご相談下さい。

### ※※※ 秋のキャンペーンの御礼 ※※※

前号でご案内いたしました、「秋のお客様紹介キャンペーン」では、皆様のご協力を頂きありがとうございました。職員一同、深く感謝しております。

引き続き、ご協力をお願い致します。

## 営業日のご案内

年末年始の営業日は、下記の通りです。

年内	→	12月27日(土)	午前中
年始	→	1月5日(月)	通常営業

～編集後記～

今年最後のTM情報はいかがでしたでしょうか？

慌ただしく過ぎた一年だった気がします。体調管理には充分お気を付け下さい。

中村